

Q-Board

平成 20 年 4 月 15 日

各位

上場会社名:ジェイエムテクノロジー株式会社

(コード番号:2423 Q-Board)

本社所在地:福岡市博多区下川端町3番1号 代表者名:代表取締役社長 岩永 康徳 問合せ先:常務取締役管理担当 細川 誠哉

電話番号:092-272-4151

(URL http://www.jmtech.co.jp/)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年4月15日開催の取締役会において、定款を一部変更することの承認を求める 議案を、平成20年5月21日開催予定の当社第13回定時株主総会に付議することを決議いたしま したので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、社外取締役、社外監査役の 責任免除規定につき、変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙「2. 定款変更の内容」のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 20 年 5 月 21 日定款変更の効力発生日平成 20 年 5 月 21 日

以上

「2. 定款変更の内容」

(下線部分は変更箇所)

現行定款

変 更 案

(取締役の責任免除)

第 29 条

(条 文 省 略)

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、600 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役の責任免除)

第 34 条

(条 文 省 略)

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、360 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役の責任免除)

第 29 条

(現行どおり)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の責任免除)

第 34 条

(条 文 省 略)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(注)上記の内容については、平成20年5月21日開催予定の第13回定時株主総会において付議する「定款一部変更の件」が承認可決されることを前提とします。

以 上